

児童相談所の現場で今何が起きているのか？専門職に求められる役割とは

児童相談所のあり方を考える地方議員懇談会

文京シビックホール会議室

日時：2024年8月11日(日曜) AM 11時

医療法人社団宣而会 勝田台メディカルクリニック

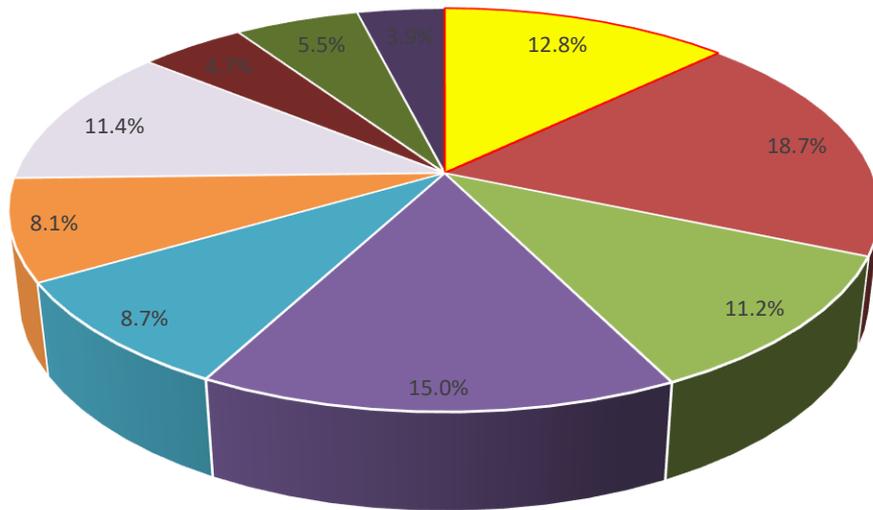
東邦大学名誉教授

黒木宣夫

2016年4月22日～2024年6月30日までの新患3580例 <下図は2022年9月12日～2024年6月30日までの新患492例>

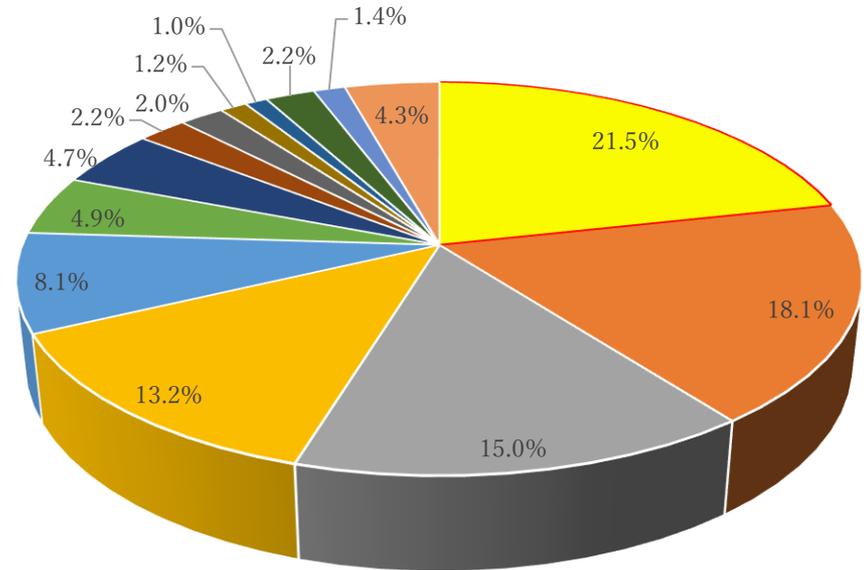
年齢

小学生63名
 中学生92名



- ～12歳
- 13～15歳
- 16～19歳
- 20～29歳
- 30～39歳
- 40～49歳
- 50～59歳
- 60～69歳
- 70～79歳
- 80歳～

初診時診断



- 発達障害
- うつ病
- ストレス関連
- 神経症 (不安・解離・身体)
- 統合失調症
- 睡眠障害
- 思春期
- 依存症
- 知的障害
- 双極性障害
- 認知症
- パーソナリティ障害
- 恐怖症性強迫障害
- その他

2019年～八千代市の要保護児童対策地域協議会に数か月に1回参加
 2024年～八千代市の要保護児童対策地域協議会 実務者会議座長

母子関係の確立

愛着(アタッチメント)

未成熟な状態で生まれる新生児は、生きていくために重要な他者である養育者と愛着(アタッチメント)を形成するという特徴

乳幼児と養育者との間に築かれる基本的な信頼感のことを愛着

愛着は乳幼児が自分では対処できないような危機的状态に置かれたとき、あるいは不安を感じるような状況に置かれたとき、養育者との接近を求める形で自己の生存と安全を確保しようと作用する特徴

生まれて間もないころ

相手が誰であっても変わらずに反応する



生後5か月ごろから

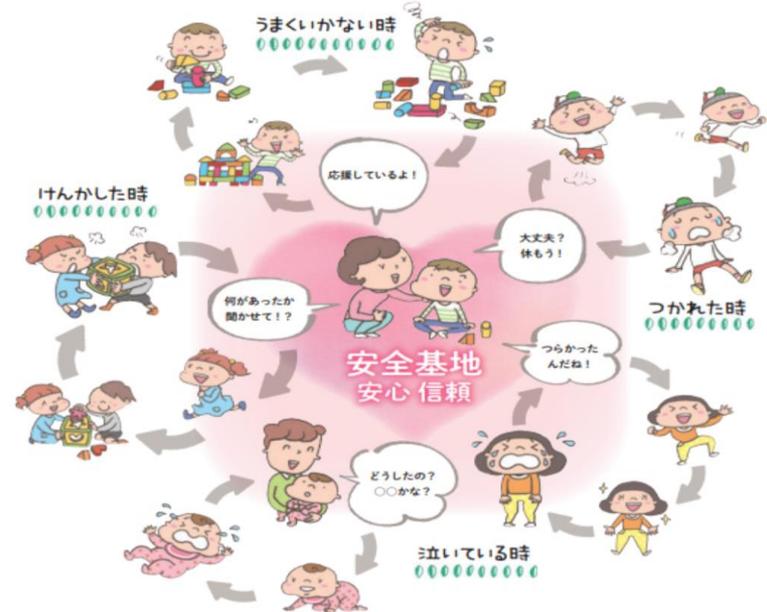
母親以外の人に抱かれると嫌がるなど、人見知りするようになる



特定の相手(母親や家族)との間に愛着関係ができた証拠

ボウルビーの愛着過程

第1段階 (生後8~12週)	誰に対しても同じような反応
第2段階(生後3~6か月)	特定の相手に愛着を抱き始める
第3段階(6M~2,3歳)	特定の人に愛着を持ち、常にその人と一緒にいたいという態度を示す
第4段階(3歳頃から)	離れていても心の中に特定の人との絆ができてくる



エインズワースは、**愛着対象となる人(養育者)を安全基地**と呼び、子供は、愛着対象とくっつくことで安心を得られるが、ずっとくっついたままではない。はいはいが出来るようになると、愛着対象とくっつくことで得られた安心を持ったまま自分で探索を始める。そしてその安心感がなくなると、また愛着対象の元へ戻ってくる。そして安心を回復し、また探索を始める。愛着の形成に大切なのは母子がただ長く一緒にいることではなく、**その交流の質が大切**

ジョン・ボウルビー(英: John Bowlby, 1907年2月26日 - 1990年9月2日)は、イギリス出身の医学者、精神科医、精神分析家。専門は精神分析学、児童精神医学

メアリー・D・エインズワース(英: Mary Dinsmore Salter Ainsworth, 1913年12月1日 - 1999年3月21日)は、アメリカ合衆国のアメリカ系カナダ人の発達心理学者。新規な状況の中での愛着理論

愛着はボウルビー(Bowlby, J.)によって提唱された概念。

アタッチメント関係は養育者と子どもとの情動制御の中で形成される

乳児の人見知り(生後7~8ヶ月ごろ)は愛着が形成されたことを意味している。6ヶ月以降の乳児には、母親(あるいは養育者)が部屋から出て行くときに泣き叫んだり追い求めたりし、母親が戻ってくるとしがみついたり喜んだりする行動が見られるようになる。こうした、**母親に接近したり、近接を維持しようとする乳幼児の行動を「愛着行動」という。**

内的作業モデルとはボウルビーが提唱した概念、生後半年から5歳ごろまでの間に内在化されたイメージ⇒養育者との愛着関係がベース(心的な表象)⇒養育者との関係を基礎⇒一般的な人間関係のひな型⇒例えば、養育者と良好な関係を築くことができれば、世の中の大半の人にも信頼でき、好意的な印象を抱くようになる。この作用は無意識的・自動的に作用⇒意識的に修正・困難⇒作業モデルの質が精神病理と深く関連

エインズワースは、子供が養育者を安全基地として有効に使えているかどうかによって、**愛着のタイプを**
B(安定型)、養育者と離れると混乱する・養育者と再会すれば安定する⇒Bタイプが67%
A(不安定一回避型)、養育者と離れても混乱しない・また再開しても無関心でよそよそしい態度
C(不安定アンビバレント型)養育者と離れると激しく混乱・養育者と再会時に怒り・不安定

の3つに分類 Aタイプが21%・Bタイプが67%・Cタイプが12%

すべての子どもを、3つのタイプに当てはめるのは難しいという見方が出て、心理学者のメインとソロモンが、新たにDタイプを提唱

Dタイプ 無秩序・無方向型 行動の一貫性に欠ける

また、エインズワースは、子供が養育者を安全基地として有効に使えているかどうかは、養育者が安全基地の役割を果たしているかに左右されると考えた。養育者の安全基地としての役割で重視されたのは、「**敏感性**」。敏感性は、子供の状況を素早く認識し、子供からの働きかけに直ぐに適切に対応できる特性

ボンディング障害

子どもが健康・健全に育つためには、**親(特に母親)への愛着形成が必要**、しかし、不適切な養育により親への愛着が形成できない、愛着障害を持つ子供がいる。このような愛着障害の要因として、「我が子を愛おしく思い、親として守ってあげたい」といった、**親が子どもに抱く情緒的な絆が欠如していること(ボンディング障害)**

- ① **子どもに無関心な様子**: 子どもを抱く、授乳するなどの養育行動が見られない・子どもが泣いても反応がない等
- ② **子どもを拒絶する様子**: 妊娠中は、妊娠を後悔し、産みたくないと言言する等。産後は、子どもをかわいいと思えず、子どもの世話を拒否する等。
- ③ **子どもに対する怒り**: 子どもが泣き止まない、母乳を飲まない等にイライラして、子どもを怒鳴り、罵る等。

多くの母親は出産直後に新生児へのボンディングを築くが、**15~40%の母親は母性的感情の芽生えが遅れる**。ボンディング障害発症の時期は、重症患者では、半数が出産直後、残りは産後1週間以内であり、軽症患者では、半数は出産初日、残りは出産1週間以降との報告

ボンディング障害の要因

ボンディング障害の要因は、必ずしも母親の精神障害だけではなく、以下のような様々な要因が影響している(吉田分類)

- ① **環境の要因**: 母児分離・周囲のサポート不足・シングルマザー・**不仲な夫婦関係**
・**配偶者からのDV**等。
- ② **母親の要因**: **妊娠期および産後のうつや不安**・辛い妊娠出産体験・予期しない妊娠
・以前の死産体験・**母親自身が未成熟**等。
- ③ **子どもの要因**: **早産児**・**病気や障害**・**望まない性**・**子どもの気質**等。

行政やコミュニティによるサポートも必須

母親のボンディング障害による子どもの不健康・不健全な成長を回避するためにも、**医療機関と行政機関との連携**、**産婦人科・小児科・精神科などの医療連携**、**医師・助産師・看護師・保健士・栄養士・心理士など多職種連携**といった多くの緊密なネットワークが必要

早期介入が重要です。母親と話し合い、関係性改善のための情報と治療を提供。心理的な安全基地として支援者(保健師、助産師など)が働くことで、母親のボンディング形成に寄与

ボンディング障害～愛着障害

養育者側の要因

精神疾患 産後うつ病

母親自身の愛着スタイル(被養育
経験に基づいて形成され、子どもに
対する養育行動に影響)

ボンディング障害

関係性の障害

愛着障害

子供側の要因

発達障害(自閉症スペクトラム、
ADHD) 小児疾患

一時保護事例の疑問

一時保護事例の関り

親子関係に問題がある場合、そうでなくとも思春期は疾風怒濤の時期とも言われ、思春期病態がゆえに思春期事例は周囲が惑わされることがある。

1例目：学校の先生に親に虐待されているとのメール、母親が言うには自分の顔に口紅をうまくつけて、虐待された証拠として担任に送り、児童相談に通報され、一時保護され、**実際には虐待の事実はなく当日に帰された事案**

2例目：統合失調症の事案で、親（特に父親）に対する拒否感が強く、夜に友人宅に行くと言って帰らず、親は搜索願を出していたが、友人の**母親が本人の虐待？の話**を鵜呑みにして警察まで連れて行き夜中に児童相談所に一時保護された事案

3例目：スマホを離さない⇒車で送迎中も⇒親が背中を叩く⇒本人自ら通報⇒一時保護・3か月 親子喧嘩を虐待⇒一時保護⇒児相の虐待の確認⇒保護の後に虐待の裏付け確認⇒誘導尋問

虐待されている可能性があるとの通報を鵜呑みにして一時保護

3回の一時保護後⇒28条審判⇒
心理治療施設⇒施設側が拒否⇒
一時保護延長

3回、一時保護された事例⇒本件児童のトラウマ症状に対する医療面からのケアが可能な児童心理治療施設への入所適当

①**一時保護1回目(2か月)**:児童相談所は、本件児童の一時保護を保育園にて頭部に瘤、内出血があり児相へ通報。児相で調査した結果、テーブルにぶつけたことが原因、テーブルに保護材を付けて、一時保護解除

②**一時保護2回目(3か月)**父親に床下に入れられた、お風呂の浴槽に顔を付けられた、叩かれていると小学校で発言 一時保護…1回目～3年2月夫婦別居を条件に一時保護は解除された。一時保護後、母が父と別居した上で父が分離、父母に児童福祉司指導措置が行われ、通所面接開始され、**2回目の保護の翌年から親子再統合取り組みがなされ、その1年後に再同居**となった。

③**一時保護3回目**～母子通所面接の際、本件児童より、**父から叩かれる、蹴られる、髪の毛を引っ張られる、食事を与えられない**との**開示**があった。日を改めて、面接1週後、本件児童の所属校にて面接したところ、この時も同様の開示があったことから、児童相談所は本件児童を一時保護した。

児童の開示「父から叩かれる、蹴られる、髪の毛を引っ張られる、食事を与えられない」等に関しては、父母は「**一時保護解除後は虐待の事実は一切心当たりはない**」と陳述している。

児童の生来性の特性

3歳過ぎから徐々に落ち着きのなさが目立つようになり、年齢が上がるにつれて、人の話を聞けない、約束が守れない、**嘘をつく等の行動が見られる**ようになった。「思ったことを口に出してしまうため、発言から対人トラブルに発展することがある。注意力が散漫であり、会話の中で興味を持った話を無関係に始めることやすぐに手を伸ばすといった落ち着きのなさが見られる。」証拠「我が強く些細なことも気になり口を出す。担任に差別されていると感じており、校長にその旨の手紙を書くことがあった」「**丁寧な説明を受けても曲解**・・・」「・・・面接では感情の起伏が激しく、些細なことで相手を責め立てたり、自分はいなくなった方がいい、悪い子だと主張したり、**肯定的な言葉を受け入れられず不機嫌**になる」「特定の職員を執拗に嫌い暴言や悪口を言ったり、**蹴ることがあった**」「場面を問わず**落ち着きがない**ことや、集中が難しい」「・・・過去には**頻繁に嘘をつく**」(○心理士)

本件児童も一時保護所でも同じように挑発行為や感情コントロールができない状態になったのと同様、「**殺す発言があり、反省する態度はなく、同じ出来事が繰り返された**時に、そんなに人を殺したいなら私を刺しなさいと包丁を渡したことがある。」と父が、本件児童と体をはって対峙してきたことも記載されている。

心理診断と医学診断(児童福祉施設入所措置等承認審判申立書)

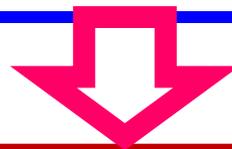
心理診断: 一時保護所では身辺処理は概ね自立…声量が大きく、場面を問わず落ち着きがないことや、集中が難しいこと、他児の間に割り込んだり、空気の読めない発言をする。些細なトラブルから他児をキュービックキューブで叩いたり、腕を引っ掻くこと…大人に対しては得意なことをアピールして注目を得ようとする…日記に「先生嘘つき」「しねしねしね」と書いたり、特定の職員を執拗に嫌い暴言や悪口を言ったり、蹴ることがあった。**<信頼関係に疑問>**・保護当初の面接では感情の起伏が激しく、些細なことで相手を責め立てたり、自分はいなくなった方がいい、悪い子だと主張したり、肯定的な言葉を受け入れられず不機嫌になる、通行人の会話を自分のことと捉え怒ることがあった。・頭の中に“怖いタンス”があり…思い出さないように鍵をかけているが勝手に出てくることがあり、イライラしたり涙が出てくるので困っていると話すことがあった。

医学診断: 対人関係においては被害的になりやすく、自己否定的な発言が目立ち、3者関係を受け入れられず「(心理士を)独り占めしたい」などと言う。…悪夢やフラッシュバックなどの侵入症状、躁的防衛、気分障害、睡眠障害などの過覚醒症状、家族の話題を避けるなどの回避症状、解離症状、対人関係障害、自己評価の低下がみられ、X+7年4月〇日に実施したUPIDは72点であり、外傷後ストレス反応の診断(**医師の事実に基づかない判断**)と矛盾しない。生来的な発達特性に加え、逆境体験の影響は強い(**医師の思い込み**)逆境体験に関連した人物や場所への暴露により、精神症状の悪化が懸念される。

児童福祉士意見: 入所施設については、心理治療施設としたい。

本件児童の対応(意見書)

本件児童は生来性の特性、ADHDを有していることは、資料等で疑う余地はないが、それに加え、何らかの精神疾患を合併してる可能性もあり、**親子を切り離すのではなく、統合された親子を医療機関と連携して、親子との合同面接をとうして精神科治療が行われることも検討すべきである**。本件児童の特性、精神科病態を考えると、安易に親子を切り離すのではなく、親の見解や本件児童への愛情や思いを考慮した上で、**親子が納得のいく今後の方向性を検討すべきである**。本件児童に生育途中から関わった専門家の意見が重要ではあるが、この世に生を受けて母親から深い愛情の中で育まれた母子関係を切り裂くような治療上の方向性は決して許されない。



本件児童の主張のみを過剰に信じ、親子を引き離すことが、児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」に反する。養護施設に入所させたからといって、本件児童の病態が改善の方向に向かうとは到底、考えられない。本件児童が、**虐待の事実がないのに開示**したことを、今後、後悔し、自責の念が生じ、より精神状態を複雑化することも念頭に置くべきである。児童相談所が、真実に基づいて対処・対応されることを期待する。

令和5年(家)第907号童福祉法28条1項申立事件に関する審判に関して 千葉家庭裁判所家事部(令和6年1月31日)

令和4年1月20日から児童と父との同居が再開⇒児童は、令和5年3月に児相との面接の際、「父から叩かれる、蹴られる、髪の毛を引っ張られる、食事を与えられない」開示⇒**3回目 一時保護**

父との同居後、少なくとも児童が父から相当強い叱責を複数回受けていたことが認められ、養父と日常的に接する中で、父に対して恐怖を感じ続けていた<裁判官の一方的解釈>ことが認められる……**3回目の保護は、本児の父による暴力等が常態化**していることは、間違いがない。

2回目の**一時保護前の恐怖体験が相まって**、児童において、情動制御困難、侵入的な思い出、フラッシュバック、過覚醒、浅眠などが生じたと考えるのが相当⇒<裁判官の一方的解釈>⇒家庭裁判所調査官との面接において…**怖いという感情が表出し、自宅に帰りたくない気持ちが出てくる**など、現状では養父との生活への不安が解消しきれていない<裁判官の一方的解釈>⇒児童を家庭に戻し、**表面的に安定した生活ができたとしても**、母や父が、児童が被害感情や父への恐怖心を抱き続けていることを受け入れ、それに基づいた対応を工夫しない限り、児童が安心して家庭で暮らすことは困難であるといわざるを得ない。



「児童の福祉のためには、児童福祉法28条1項1号、27条1項3号に基づき、児童を**児童心理治療施設又は児童養護施設に入所させて安定的な生活環境を与えることが必要**である…**審判**する。」
と千葉家庭裁判所家事部の今川あゆみ裁判官が審判

第28条第1項第1号は、児童福祉施設の設置者が、児童の福祉を図るために必要な措置を講じる義務、第27条第1項第3号は、児童相談所が、児童の保護や支援のために必要な措置を講じる義務

家庭裁判所令和5年(家)第907号児童福祉法28条1項申立事件(令和6年1月31日)審判に対し、抗告の理由を述べる



高等裁判所へ令和6年2月26日 抗告理由書(代理人)

- 一時保護(1回目): 契機となった児童の痣は、実際は、母による身体的虐待によるものではなく、児相が児童へヒヤリング調査で判明 1カ月で保護解除
- 一時保護(2回目): 令和元年11月14日に児童が父から日常的に身体的虐待を受けていると訴えたことから保護・児童の訴えに係る左肘、左膝上、左背中上部の打撲傷は、…… 自転車競技の練習中にできてしまったものである。ただし、背中への打撲傷については、前日に児童が万引きをしたことにつき、反省の態度を示さなかったことから、母が児童の肩を押した際にクローゼットの取手にぶつけて形成された可能性もある。

児相の担当者から、聴取の際、「言い訳や事実を確認する場ではない。虐待の事実を認めない場合は児童を帰宅させることはできない。」旨の発言を受け、児童を母の元に戻すことを最優先に、**実際はしていない虐待を認めた。**

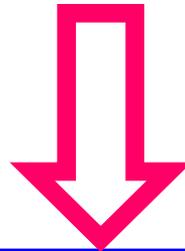
- 一時保護(3回目): 虐待の事実は一切心当たりはない

令和6年4月15日に土田昭裁判官より東京高等裁判所第16民事部より令和6年
(ウ)第650号 児童福祉法28条1項の承認審判に対する抗告事件
(原審・千葉家庭裁判所令和5年(家)第907号)が決定

養父は、2回目の一時保護の当時、自身が児童に対して及んだ複数の行為について具体的に述べており、**「一方的な事実認定」**…抗告人らが実際はしていない虐待を説明**「親の陳述が信用せず」**したものとは認め難く、前示のとおり**3回目の一時保護に先立つ時期において少なくとも児童が養父から相当強い叱責を複数回受けていた****「一方的な解釈」**ことが認められる…**「抗告人らの上記主張は採用することができない。」**を加える。

K医師が作成した意見書(令和5年11月6日付け)を提出…抗告人らは再虐待の事実に関心はな
いとしており、…**「児相が真実に基づいて対処することを期待する旨等の記載がある。」**

上記意見書(上記記載以外の部分を含む。)は、以上の認定判断に影響を及ぼすものとは認められ
ない。」を加える…**「本件児童の恐怖心や不安感が整理されていない現状のまま家庭復帰を果たすと
なると、再度父からの被害を訴えたり症状を深刻化させることが懸念される。」****「一方的な解釈」**



保護解除時のような統合ありきの分離ではなく、父の影響を完全に排除した環境の中で、
本件児童の気持ちを受け止め、これまでの傷つきのケアを促していく必要があると考
える。以上のことから、本件児童のトラウマ症状に対する医療面からのケアが可能な児
童心理治療施設への入所適当としたい」と記載

令和6年(家)第531号 審判
千葉家庭裁判所家事部 高畑桂花裁判官

令和6年7月1日:児童について、申立人が令和6年6月15日以降も引き続き一時保護を行うことを承認する。

＜令和6年6月7日申し立てに係る報告書 児相;〇〇所長＞父と母から県議を介して直接の連絡が入ったことで、**児童心理治療施設では本件児童の安全を守り切れずとして本件児童の入所を躊躇するとの意向が示され、入所調整は停止した。**

○県内に児童心理治療施設は1か所しかないため、現状、本件児童の施設入所の見通しがたたない。(2)施設入所承認審判においては…調査官調査が実施…父に対する恐怖だけでなく、**母に対する思慕感や家族に対する思いも丁寧な聴き取りが行われている。**むろん、児童相談所も本件児童から意見の聞き取りを行っており、**本件児童の意見を受け止めた上で処遇方針を定めている。**＜児童の意見は疑問＞

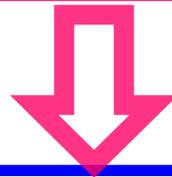
…本件で問題となるのは…施設入所承認審判でも指摘されているとおり、**本件児童の養父に対する恐怖が払しょくされておらず、父との生活への不安がある**中で、**母や父が、本件児童の被害感情や父への恐怖心を受け入れず**＜裁判官の一方的解釈＞**本件児童の心情を踏まえた対応ができていない点**にある。



本件児童の心情を踏まえた対応ができていない＝問題点

R6年6月7日申し立てに係る報告書(児相所長)

父母は、本件児童の意見が尊重されていないと主張しており、本件児童の心情はもちろんのこと、施設入所承認審判の判断すら理解していないことは明らかといえる。さらに、**県議を介して本件児童の入所予定施設へアプローチしたことは、本件児童の家族への思慕感を煽ることにより家庭引き取りを画策**… 児童心理治療施設が強制引き取りや処遇への不当介入を懸念して本件児童の受け入れを拒んでいるのも首肯できるところである。(4)しかし…**強制引き取りや処遇への不当介入の懸念が払しょくされない場合には、もはや児童心理治療施設の入所は断念せざるを得ない**。この場合には、児童養護施設への入所調整を行うこととなるが、本件児童に対する治療的対応や治療を担う外部機関との連携などの体制を整える必要があり、その調整には相当程度時間がかかる見込みである。



(5)父母が児童相談所からの指導に応じる構えがなく、引き続き施設入所に対する妨害行為を行うようであれば、面会通信制限や接近禁止に留まらず、親権停止などより強固な手続きを行うことも視野に入るであろう。いずれにしても、現状、施設入所措置をとることは極めて困難な状況となっており、当面、一時保護の継続が必要になる見通しである。



面会通信制限や接近禁止に留まらず、親権停止などより強固な手続きを行う

本児童の手紙

パパへ

オラは最初はパパにたいしてすごくイライラしたり、こわかったりしたけど、今は、**イライラもこわくもないんなら大好き！** パパ～オラ家かえったらやりたいことは、自転車やって、ちほ、パパ、ママ、〇ちゃん、〇とたくさんあそぶ！あとおりょうりして、パパにホットケーキをつかって食べてもらうこと！早く帰りたいよ～。パパこんどの面会きてね。「もしわすれなかったら、だけどいろんなものつくってるから楽しみにしててね。あとめっちゃやばいことね！…家では本ばっかよみまくってたけど、ほごしょにはテレビがあるから本あんまりよまなくなっちゃった！（エへへ）（まあでもほとんどの本よんじゃったんだけどね！あつ……！そうそう、ここのマンガに弱虫ペダルがあるんだよ！こんど（いつかわからないけど）よんで見る。弱虫ペダルよんでる子が〇のいるへやにいるからその子に「オラね その弱虫ペダルかいてる、〇〇先生（あってるかはわすれたけど たしかしそうだった！（名前のこと）にサインもらったことあるんだよ!!）って言ってね、めっちゃじまんしたんだ！ そしたらね、「エーすごい。いいな～」って言うてくれて うれしくなっちゃった！あとここの先生で「インドカレーサーラ」のTシャツきている人いてね、びっくりした！**オラぜったいに家にかえるからまってね！**

〇〇より！（〇月〇日に両親が本人から取得

）

本児童の思春期心性と言動

家庭: 統合後の1年間の間は、一時保護解除後の母との生活時よりもトラブルの数は減っていました。性格上全く手がかからないということは無いですが、特別手が掛かると感じることもなく一般の家庭と変わらない状況です。以前とは比べ物にならない落ち着いた生活を送っていました。勉強に関しては声をかけなくても自ら宿題に取り掛かり、先に終わらせる事が出来るようになっていました。保護直前、家で注意(「何も言わずに出かけてはいけない」「妹が危なくないように見ていてほしい旨叱られる」)ことが重なってしまった時、**児相に対して「暴力を受けている、ご飯をもらえていない」旨の手紙**を書いていたこと。(ランドセルの中に入れて持ち歩いていた)

学校: 4年生時は、どの教科も意欲的に取り組み掃除も一生懸命行っていた。…**自己主張が強いため、時々トラブルになることがあった**。しかし、担任が間に入りと、話をしっかりと理解し、解決に向かうことができた。…4年生では特別な支援が必要な様子は見られなかった…**直前の2か月(母親)**「鬼ごっこ中…他クラスの子に「なんでここにいるんだよ」と蹴った。…やったのか確認をされたが「やってない」と言い…疑われた事自体に苛立ち「担任がムカツク」旨の話…担任のお手伝い係に立候補して取り組み、何度か頼まれた仕事を忘れ…担任に仕事を求めた時に「この前忘れてましたよね」に腹を立てていた。給食中に牛乳をこぼし先生を呼ぶが、先生には聞こえていなかった。無視されたと思い、嫌だと思った気持ちを校長先生への手紙に書き、直接手渡している。

エリクソン(発達心理学者)が思春期を自我同一性(アイデンティティ)」という言葉で表現し、それが揺らぐことを「自我同一性の危機」と呼んだが、本児はまさに、その時期にあたり、仲間や学校生活の影響を受けながら、一人の大人として自我同一性を確立していく段階の渦中にいたことは間違いがない。そして、生来性のADHDを有していることも児相の書類等で明らかである。一時保護所でも場の空気が読めない、衝動的言動が認められ、生来性の記載でも「嘘をつく」とあるが、父母から自立していく過程で、親子関係を見直す時期でもあり、特に父母が本当に自分のことを愛してくれているのか、これからも親子関係を続けて行けるのかどうか、その本児に対する愛情を確認する言動として令和5年3月に父による暴力の発言をした可能性が高いと思われるのである。

児童の心理と病態の理解 <2005年『発達障害者支援法』成立>

ADHDの診断基準(注意欠如多動性障害)DSM-5(アメリカ精神医学会)

★「不注意(活動に集中できない・気が散りやすい・物をなくしやすい・順序だてて活動に取り組めないなど)」と「多動-衝動性(じっとしてられない・静かに遊べない・待つことが苦手で他人のじゃまをしてしまうなど)」が同程度の年齢の発達水準に比べてより頻繁に強く認められること

症状のいくつかが12歳以前より認められること

2つ以上の状況において(家庭、学校、職場、その他の活動中など)障害

発達に応じた対人関係や学業的・職業的な機能が障害

その症状が…他の精神病性障害の経過中に起こるものではなく、他の精神疾患ではうまく説明されないこと

DSM-IVでは、ADHDは子供の反社会的・非適応的な問題行動＝『破壊的行動障害の一種』⇒DSM-5では、『脳の機能障害を前提とする発達障害の一種』として認定

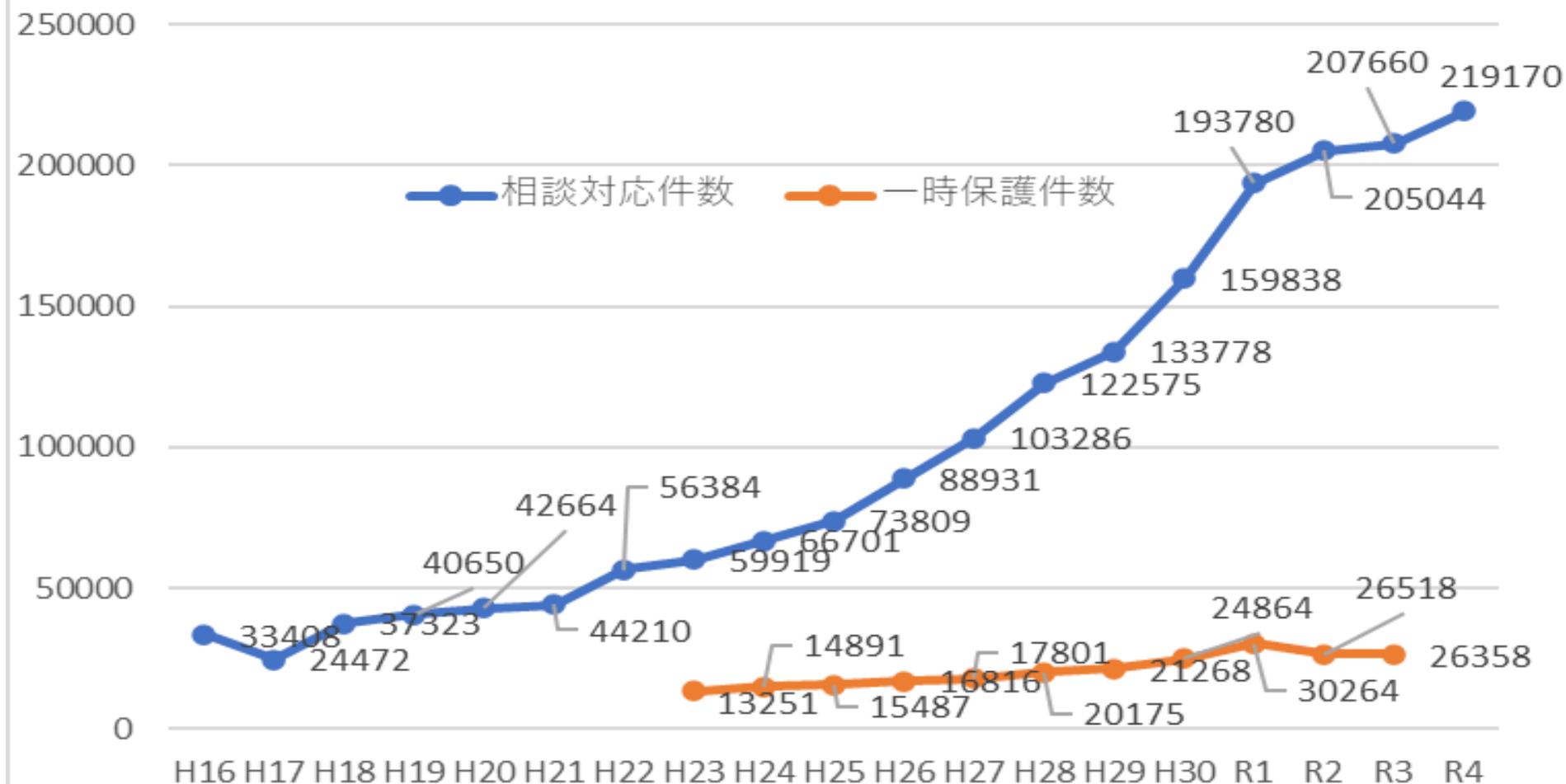
虐待を前提とした親子分離

児相の虐待の
事実認定に問題



児相の役割: ADHDを有して
いる児童と親の支援・指導

児童虐待相談対応件数と虐待による一時保護件数



一時保護所＋児童福祉施設への一時委託を含んだ件数

虐待相談内容と相談経路

ネグレクト＋心理的虐待＝75.2%

警察＋近隣＝64%

○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和3年度(割合) (前年比)	49,241(23.7%) (-794)	31,448(15.1%) (+18)	2,247(1.1%) (+2)	124,724(60.1%) (+3,390)	207,660(100.0%) (+2,616)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福祉 施設	警察等	学校等	その他	総数
3年度 (割合) (前年比)	14,696 (7%) (+603)	2,649 (1%) (-23)	28,075 (14%) (+434)	2,529 (1%) (+414)	9,071 (4%) (+806)	195 (0%) (-15)	226 (0%) (-7)	3,608 (2%) (+181)	2,846 (1%) (-107)	103,104 (50%) (-521)	14,944 (7%) (+268)	25,717 (12%) (+583)	207,660 (100%) (+2,616)

日常臨床から 一時保護の問題

親子喧嘩から一時保護

小学生から兄(重度知的障害)のことでいじめ、学校ではおとなしい感じ、一人ぼっちではない。月1回SCに相談…**家族に当たるようになってきた**。小6からスマホを離さない、2022年9月2日朝もスマホを離さず注意…**本人が「うるさい」と言ったので、手を挙げ、背中を叩いた。**

(なぜ通報)小学5年生からスクールカウンセラーに相談、いじめられたら、警察で相談するところもあるからと言われていた。

(警察に通報したのは)学校に行く前で、車で送ってもらった、親子喧嘩になり、これじゃ学校にいけない。どうしようもなくなり…、

(怖い、身に危険を感じた)少し

(母)溜め込んでいる、家で暴れる、ああいえばこういう、スマホを毎晩、いじって離さない、出発する時間だしやめなさいと言ったら、「うるさい」と言われたので、**強くたたいたのは4回** ぎりぎりスマホ見ていたのが悪い。

<虐待の説明>

本人が警察に通報し、警察署に連れて行かれ、警察から児相に連れていきます。
警察の人は「ちょっとだからすぐ帰れるから」と言われて一時保護

(母に) **擦過傷** と説明

(本人) 自分で痒くて掻いた傷ですと言った、

母) **1か月間、音沙汰なし、こちらから連絡してもそのまま、放置されていた。**

2022年9月2日～12月23日まで一時保護

虐待と認定した、児相に「今後は、手は上げない、家の生活空間の見直し、この子の子供部屋を作っていなかったのも、プライバシーとか配慮できるように」

2週に1回面談;なぜ手を挙げたのか、毎晩、スマホをみて、叩いていたよ、普段から叩いていたよね 「違います」と言ったら、そうですか、

誘導尋問 常に聞かされた。

<一時保護後>

一時保護施設の学習時間 1日;9時～12時まで学習時間 一部屋に十数人
4か月間は)きつかった **先生にお母さんに会いたいと言っても、上が許可しない**

<現在> 中学入学後、学校で腹痛がひどい。

中学女子事例

14歳女子: 本人が中学の先生にハグされるのは嫌なんですと言ったら、小さい頃からやってきた 弟、妹にもやっていた、可愛い、愛情表現が少ないの夫..ぎゅーと抱きしめた ほっぺチュー、お風呂にはいったときに夫は近付かなかった。

<手紙 12月下旬 児相が訪問、不在 手紙(面談したい)>

子供達を児相へ連れて行ったら、お母さんはこっちの部屋。、子供たちはこちらの部屋と別々の部屋へ入れられた。担当者から一時保護します、母親は驚き「服はどうするんですか」「息子はいいんですか」、担当者「施設の服を使います」、「異性の子どもも保護します」

性的虐待

児童「7時起床 8時半にご飯 9時から11時半まで勉強 昼食べて運動 30分 自由時間 夕方 夕食 小学2年生(妹) ずっと泣いていた。」

母親「1週に1回は面談(親)2時間近く どう育て生い立ちから2時間ほど聞かれた」「児相との攻防が続き、弁護士つける」「拘留期間にサインしろ」と言われた。気がおかしくなりかけた。

50日間一時保護

誤認保護

途中から違う、放課後デイの施設に聞きに来た、施設の人にそんな家族ではない、担当者「私もそう思います」担当が気が付いてくれて帰った

中学女子事例

14歳中学生 不登校で通院中、小学4年(妹)が、ある日、突然、帰宅しない

雨宿りしてるのかなと思って学校に電話:「児相に電話してください」

児相担当者:虐待の疑いがあるので、緊急一時保護しました。通報者は言えません。
心理的身体的虐待 朝起きなくてどなっているとかはありますか。

3週目に面談、娘はずっと泣いていた。

児相で母との面談:**妹が学校で、姉はずるいという話**をしているようで、先生が連絡したそうだ。「児相にもひいきしませんか？」児相は、妹の話を中心に聞いている。**学校行きたくない**といったらいかせないこと、**虐待になる**と言われた。でも行きたくないのか聞くと、行くと言う。5か月前に姉が自殺企図、不登校、妹も伝えても姉の状況を理解できない。

母親:何にあたるのか、..8割 拉致 本当に虐待していて連れて行かれたら、わかりますけど、**全く身に覚えがない**

児相は7月28日 2か月 面談 その前 返してくれると思う 母;2か月なので、延長になるようだったら理由を聞きたい

小学生女子事例

夫が長女に抱き着いたり、ほっぺにチュウ⇒医療機関に相談⇒医療従事者から通報⇒児相が学校で中1、小学生(次男、長女)を一時保護(2年前の6月)⇒**3人一緒に60日間保護**⇒2番目の子が放課後デイに来ない連絡があり、一時保護が発覚

一時保護のことで医療機関に行った所、医療従事者「父の目が泳いだ」⇒通報⇒兄のことは関係ないという態度⇒児相の指示で父親と別居⇒長引かないで60日で帰宅

レベル関係なく性的虐待(理由)児相がこちらの言葉を信用してくれない、一緒に考えていきましょうと言っても言葉だけで提案するわけではない。**1か月に1回子供達の面談、親の面談、父親が6か月前に面談、何でここまでされないといけないのかわからない。**保護されてから父は接近禁止、子供達には会うと苦しくなる

顔を見たくないと言っていていない。父親の話をするのは娘が一番、スーパーにいったらこれパパが好きなもの、旅行に行きたい、娘が18歳にならないかぎり、一緒に住めない。

父親と別居は、正しい？ 1か月面談、ほぼ行われてない。父面談も6か月前が最後、その後は実施されず、長女が18歳になるまで同居できないは正しい？

令和元年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 193,780件※1

一時保護 30,264件※2

施設入所等 5,029件※3、4

一時保護⇒
施設入所16.7%

内訳

児童養護施設

2,595件

乳児院

850件

里親委託等

735件

その他施設

849件

20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度	30年度		28年度	29年度	30年度		28年度	29年度	30年度		28年度	29年度	30年度	
2,651件	2,396件	2,441件		773件	800件	736件		568件	593件	651件		853件	790件	813件	

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数(延べ件数)
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和元年度中に一時保護を解除した件数(延べ件数)
- ※3 児童虐待を要因として、令和元年度中に施設入所等の措置がなされた件数(延べ件数)
- ※4 令和元年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,672件

【出典：福祉行政報告例】

12歳女児、気に入らないと暴れる、物を投げる、大声で泣く叫ぶ、「お母さんなんか嫌いだ、お母さん殺してやる」とさんざん言った後に壁に頭をぶちつける、一時保護の3か月前に母が受診⇒自傷行為を見相へ相談⇒父母間の不仲⇒長女が叫ぶ⇒見相が指導⇒近所の通報⇒一時保護⇒母が父から守れない・父の虐待⇒児童養護施設への入所(9か月面会できず)

児童相談所が一時保護(9月7日)8か月後、「母親失格」⇒主治医から電話
児童相談所の担当:Y氏に電話 Y氏:両親の虐待、安全を確保するために措置入所を取った、母親が父親から守れなかった、ネグレクト、父親の虐待、児童相談としては両方を虐待として認定した。(主治医へ説明)

相談所:お父さんを止められないあなたは育児放棄をしてきた、子供に手紙を書きなさい、そうでないとお誕生日のプレゼントも渡さない、主治医「お父さんとの関係でやむ得ない状況はあったが、お母さんに説明をする必要がある」と児童相談所に伝える。精神症状が悪化する可能性も伝える。

育児放棄と見相は判断→母は父との狭間で苦しみ悩んできた。⇒県に3M後(不服申立)⇒お父さんから暴力を振るわれた、ずっと前のことでも昨日、叩かれた(見相)

★. 母が車ぼこぼこ(ぶつけて)、覚えていない⇒解離症状→「お母さんが不安定になったからと会わずことはない」という行政の言葉

★. 子供へのお詫び状を書かないとだめ、字を読めない…こころのこもった、娘が「じゃあ許してあげる」といわないと駄目、虐待していないといっても、それはわかっていると、私が通訳します(見相)「お手本かいてください」と言ったら、黙ってしまった。…見相の指導? ..児童の知的障害、発達障害特性が理解されていない。

★. お母さんが自分の口で娘に謝罪しどうして施設にいないといけない理由を説明してください。…見相指導

★. 見相は、お父さんが根本的に変わらないと駄目、謝り方を書面で出すように…見相指導(この指導は不適切)

★. 児童は18歳まで返すつもりはないと断言、どういう過程で、この結論に達したのか、父母には説明は必要、またどういう処遇をされているのか、なぜ引き離されなければいけなかったのか、また、居場所を知らせない→問題

一時保護から養護施設入所

普通の事務関係の仕事、夕方～2時間かかる 夜の食事は用意、知らない番号から連絡「保護しました。」「親がいないのは虐待」

離婚して…仕事で家を空けていた、それすら虐待と言われ、仕事でいない間に連れていかれてしまった。兄、姉がいたが、通報、仕事でいない間に児相と警察がはいて一時保護

一時保護から養護施設入所(小1～中3)

一時保護に1か月、引き取るんだったら経済状況を整えてくれ、返してくれといっても返してもらえなかった。早く引き取ろうと思ったが、子供の人数の部屋を与えられないと、直近がいくらないとだめ、面会交流1年間1か月に1回通わないとだめ、2か月あくとも最初から始める

○年4月に3人を引き取り。引き取ってから何度言っても同じことができない。朝起きられない。内向的、友人付き合いもできない。感情も表に出せない。生活に困りはしないけど、怒ると黙ってしまう。気になって施設の人に診断されたことあるかと問合せしたところ⇒診療情報提供書もらった。**このことは知らなかった**。＜多動性障害、**被虐待児**、**愛着障害**、構音障害、夜尿＞

施設に9年；門限は17時～17時半 外出時は外出届を出す 2週に何回も外出できない(兄弟で外出)ない、施設で行事 キャンプ 冬は旅行 ホームで回れてる 6～7人でみんな旅行等に行く 一般家庭よりは不自由⇒**母と兄、姉と一緒に生活した方が良い？**

3回目の一時保護から養護施設⇒グループホーム入所

1回目:2歳の時、4カ月間一時保護、障害持っているしお母さん大変だから連れていくね、何故、連れていかれたかわからない。

2回目:7歳、2カ月間一時保護「障害があるから大変だからお母さん、息抜きしなさい」何かあったら怖いから(人に危害をくえわせるタイプではない) 2か月後、「お母さん、落ち着いた」と返された。毎日、返せと言っていた。我が子だし苦になっていない、普通に歩けるし、喋れるし、軽度から小3で中度、**私がないと心理士と話さない、重度と言われた、毎日、返せと連絡した**。我が子だし苦になっていない、普通に歩けるし、喋れるし…<小学生の次男、三男、長女(小低学年)、次女(幼児)>

3回目:長男中学が児相訪問時に抱きついたので見て、児相と長男で来てください、児相では別の部屋に入れられ、妹達に手を出す事例もあるから、一時保護にします。

包丁を持って児相に乗り込もうと思ったぐらい…



一時保護から養護施設入所2年、高校2年生、児相は勝手に就労B型にいかせると退学させ、グループホームへ入所させた。高校は卒業させたかった。施設入所決定の時も一方的、「はあ、私はなぜ、手をあげることもないし、虐待も何もしていない」次男、三男は可能性が低いからと連れ行かなかった、基準がわからない。普通の家庭ですよ、おしりぺんぺんはした。そんな可能性はないし、児相はドラマの見過ぎ、児相が何を考えているのかわからない…

性ホルモンが出るとまずいので、娘二人には会わせませんと指導

表1 ストレス関連症群（障害）の診断分類比較

ICD-10 (1992)	ICD-11 (2020)
F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	(F4に相当する障害群の解体に伴い、直接対応する障害群なし)
F43 重度ストレス反応〔重度ストレスへの反応〕および適応障害	ストレス関連症群
F43.0 急性ストレス反応	(直接対応する診断カテゴリーなし) 参考：第24章*中の「有害またはトラウマ的出来事に関する問題」にQE84 急性ストレス反応の記載あり
F43.1 心的外傷後ストレス障害	6B40 心的外傷後ストレス症もしくは 6B41 複雑性心的外傷後ストレス症
F43.2 適応障害	6B43 適応反応症
(直接対応する診断カテゴリーなし) 参考：適応障害の説明に、異常な悲嘆反応はF43.22-.25で診断するとの記載あり	6B42 遅延性悲嘆症 参考：第24章*中の「他者の不在、喪失、死亡に関する問題」に「QE62 複雑化しない悲嘆」の記載あり
F45 身体表現性障害	(直接対応する診断カテゴリーなし) ※「身体化」「身体表現性」の概念はICD-11では用いられない
F45.3 身体表現性自律神経機能不全	(直接対応する診断カテゴリーなし) ※同上
F6 成人のパーソナリティおよび行動の障害	(直接対応する診断カテゴリーなし)
F62 持続的パーソナリティ変化、脳損傷および脳疾患によらないもの	
F62.0 破局的体験後の持続的パーソナリティ変化	
F9 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	
F94 小児期および青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	
F94.1 小児期の反応性愛着障害	6B44 反応性アタッチメント症
F94.2 小児期の脱抑制性愛着障害	6B45 脱抑制性対人交流症

*第24章は診断カテゴリーではなく、「健康状態または保健医療サービスの利用に影響を及ぼす要因」を記載したものである。

①ICD-11(WHO):正式発効2022年2月、現在、検討中、②DSM-5(米国精神医学会)

I. ストレス関連症群 (Disorders specifically associated with stress)

1. 心的外傷後ストレス症 (PTSD)
2. 複雑性心的外傷後ストレス症 (CPTSD)
3. 遷延性悲嘆症 (Prolonged grief disorder: PGD)
4. 適応反応症 (AD)
5. **反応性アタッチメント症 (Reactive attachment disorder: RAD)**

反応性アタッチメント症は適切な養育がなされなかった場合 (**重度のネグレクト, マルトリートメント(児童虐待), 施設での養育**) に生じる, アタッチメント行動の異常である. 代替りの養育者を含む大人たちに対して, 安心や支援を求めようとせず, **安心が提供されても反応しない**. **この診断は5歳までの子どもにのみ下すことができ**, またアタッチメント能力が発達していない**1歳未満** (または発達年齢で9ヵ月未満) や自閉スペクトラム症が存在する場合には下すことができない. 児童期を超えた経過については明確ではないが, 成人後, **対人関係に困難を感じる場合がある**. ICD-10のRADと比較すると, **養育の不良が必要条件であることが明確**になっている.

6. **脱抑制性対人交流症 (Disinhibited social engagement disorder: DSED)**

脱抑制性対人交流症は適切な養育がなされなかった場合 (**重度のネグレクト, マルトリートメント(児童虐待), 施設での養育**) に生じる, 社会的行動の異常である. 大人に対して無差別に, 遠慮することなく近づき, 知らない人に付いていったり, 過剰に馴れ馴れしくしたりする. **ネグレクトや施設生活が長期の場合は, その後里親に引き取られたとしても, この行動のパターンが長期化**するリスクがある. 養育を強化しても反応する者は少数であり, エビデンスのある治療が推奨される. 診断年齢の規定はRADと同様である. **ICD-10の脱抑制型愛着障害** (Disinhibited attachment disorder) にほぼ相当する.

マルトリートメント maltreatment: WHO定義「身体的、性的、心理的虐待及びネグレクト」であり、日本の「児童虐待」に相当、厚生労働省の「子ども虐待の援助に関する基本事項」の中でも、マルトリートメントは「身体的、性的、心理的虐待及びネグレクトであり、日本の児童虐待に相当する」と定義

千葉県議会の岩波はつみ議員を中心に令和5年6月に「児童相談所のあり方を考える地方議員懇談会」を設立、同懇談会のHPには「**子どもの前での夫婦ケンカは心理的虐待、夫婦ケンカ、親子ケンカ、迷子、子どものケガ**等々警察から児童相談所への通告強化、一人への虐待は兄弟姉妹への虐待とみなすよう拡大」と記載、

最近、6歳から18歳まで一時保護から養護施設で育った青年を診察する機会・彼によると、養父から暴力を振るわれた記憶(逆さづり)はあるが、記憶は明確ではなく、施設で育ったが。実母と面会できたのは、高校2年生の時で、判断能力がついたからと面会が許可された…母親と面会した時には辛くて話ができなかった。自分は母親はいないものとして施設で育ったが、家庭とは違う時間制限の厳しい施設の決まりの中で生活をしてきました。そういう施設のなかで、いつしか、大人の顔色を窺い、人が何を望んでいるのか、どうすれば人が喜ぶのか、を考えながら生活をしてきました。したがって、自然と、自分が望んでいることではなく、他人が望んでいることをまず考え、行動するようになったと述べ、高校卒業後は祖父母に引き取られましたが、祖父母が望む進路を選択し、学校にも通いました。学校を出て職に就いたものの、職場で上司や他人の意見を優先し、自分の意見は押し殺しながら就業生活を送っているうちに、自分自身はどうしたいのか、どうすればよいのか、悩むようになって眠れなくなって来院されました。来院された時には、今までの自分を振り返り、これからの自分を見つけないとも訴え、当院で心理療法を含めた精神科治療を続けた。

発達障害の特性が強いために苦労している子どもであっても、他罰的や回避的な思考や言動にならないためには、自分のことも他人のことも、根拠なく信じることができる、漠然と肯定することができる心理的な安全基地が必要です。そのための**愛着形成には、同じく苦労している保護者、特にお母さんをこそ支援しなければなりません**。(鳥飼総合法律事務所 小島健一弁護士)

一時保護と児童福祉法

一時保護の流れ

児童福祉法 第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所……通告しなければならない。

児童福祉法 第33条第1項: 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、**児童の一時保護を行い**、又は適当な者に委託して、**当該一時保護を行わせることができる。**

一時保護決定に向けてのアセスメントシート(別添5)⇐**担当者評価が基本、医療機関等の評価や署名なし**

【児童福祉法改正】2022.6.8: 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

児童相談所が一時保護を開始する際に 親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に**裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける⇒2025.6.1**

事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける(法概要)⇒裁判官は、**一時保護開始時点における一時保護の適正性について児童相談所が請求時点までに収集した資料も斟酌して審査してはどうか**
〈一時保護時の司法審査等について(案)厚労省〉

一時保護の在り方の検討

1. 子供を親から引き離す前提で見相が活動
2. 通告の信憑性を過剰に信じる⇒子供の保護⇒虐待防止に繋がる
⇒**虐待の恐れ**⇒**安易に**母子の引き離し⇒**強制的一時保護**
3. そのために虐待の拡大解釈の存在の事実
4. **母子関係から虐待を把握する視点が欠落**
5. 虐待の定義を含めた見直しの検討

虐待の内容・程度(事実認定)

子供を取り巻く
外的要因の整理

母の治療の優先、そのための支援体制、
家族への対応、保護
後の家族への対応

一時保護の在り方の検討

虐待の事実認定
の過程がアバウト
すぎる

通告内容の検証を厳格化

医療機関の
判断の文書
での同意

保護する前に
文書で同意書

第三者の評価を明確化

母子(家族)関係
維持改善も目標

保護後も虐待の事実認定を検
証する仕組みを組み入れる

審査会等の評価機関・委員会

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)

(面会等の制限等)

第12条 ……同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において……当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会 二 当該児童との通信

3 ……一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、**当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、**又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、**児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。**

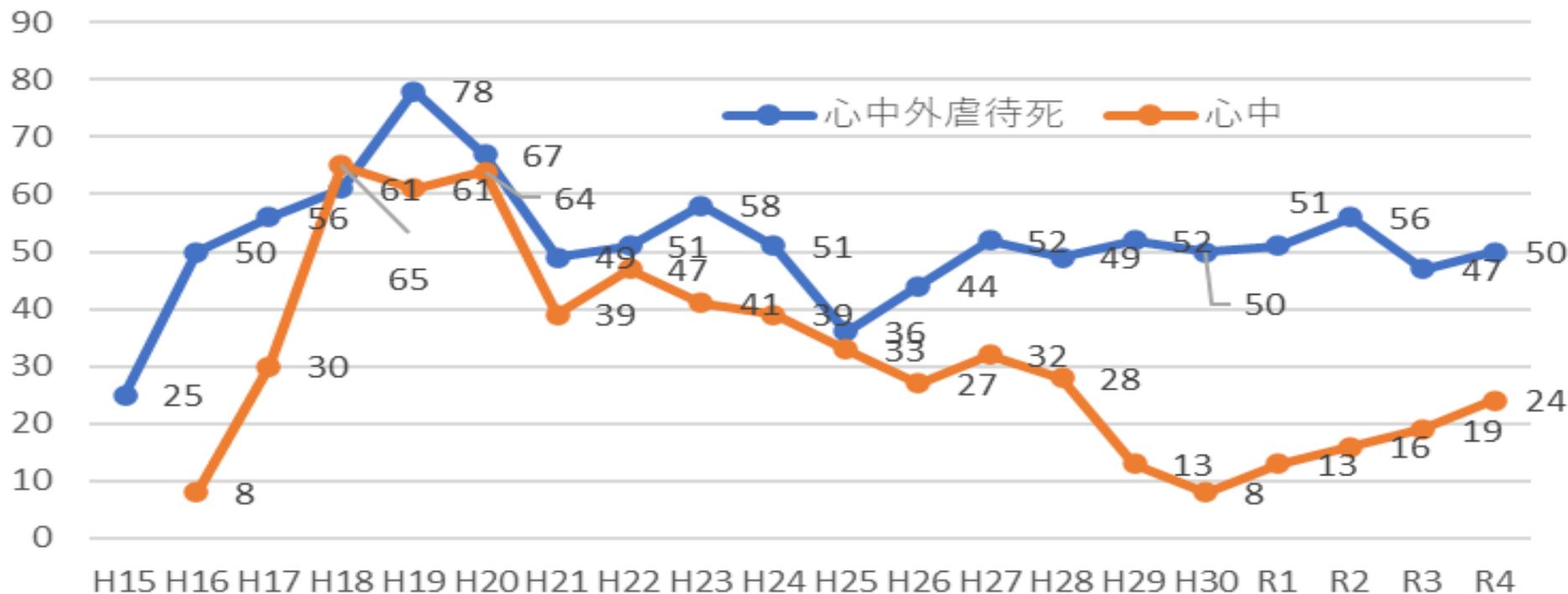
母子や家族を支援する立場の日常臨床に携わっている精神科医からすれば、保護の観点からのみこの法律が制定されたとしたら、非常に問題



児相はなぜ一時保護という行政処分を下すに至ったのか、保護者に説明すべきであり、その経緯を説明し、面会・通信・居場所を明らかにしない理由を説明すべきである

児童虐待待死の現状

児童虐待による死亡事例の推移



厚生労働省(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)は、令和3年4月から令和4年3月までの1年間(第19次報告の対象期間)に発生又は表面化した児童虐待による死亡事例は、心中以外の虐待死事例では50例(50人)、心中による虐待死事例(24人)であり、総数は68例(74人)と報告、**虐待の相談件数が増加しても心中以外の虐待数は横ばいを呈している**

虐待死の特徴

第1次～15次報告（令和4年19次報告）【心中以外の虐待死735例 779人】

★0歳児の割合は47.9%、

＜0日児：19.1%、3歳児以下：77.2%＞

★加害者（実母）：55.1%

★予期しない妊娠/計画していない妊娠、

妊婦健康診査未受診：25%（3～15次）

★家庭が地域社会との接触がほとんどなく39.1%（2～15次）

特定妊婦の数

2010年に登録された特定妊婦は875人、2020年は8327人

「特定妊婦」は、2009年に施行された児童福祉法に明記されました。その定義は「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」

- ・収入基盤が安定せず、貧困状態にある
- ・知的・精神的障害などで育児困難が予測される
- ・DVや若年妊娠など複雑な事情を抱えている

救いを求められるか？



国・自治体が応えているのか？



自治体の協議会 (要保護児童対策地域協議会)



自治体の担当部局



特定妊婦



児童相談所



保健所



医療機関

保健師や社会福祉士が家庭訪問、電話での面談、経済的に困窮している場合は生活保護申請や様々な制度の申請に同行、産婦人科に未受診の場合は出産の受け入れ先の病院を探す、産前から産後まで入居して支援を受けられる産前・産後母子支援事業の実施施設の紹介、就労支援、家事支援サービスなどの紹介

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】

○＜対応策＞一時保護や措置の開始・解除時の総合的なアセスメント、**丁寧な調整**、継続支援の実施・家庭環境の十分な調査と要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議などを踏まえた総合的なアセスメントの実施。・こどもにとって安心して安全な生活をするのが困難になっている場合は、**措置停止の継続を検討の上、家庭復帰の仕切り直しや中止も厭わない**。

・**措置解除時はこども本人の相談先を明確にして確実に認識してもらう**。

○重症事案発生後の家族への支援

・支援の過程を含めて家族を包括的にアセスメントし、**こども本人と家族の意向も踏まえた上で家族の再統合に向けて慎重に判断する**。

＜地方公共団体への提言＞ **関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援**

②一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施



・一時保護の開始・解除の決定の判断に当たっては、**児童相談所はこどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見や意向を勘案してアセスメントし援助の必要性や支援方針等について総合的かつ適切な判断**

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和5年9月】国への提言

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

② 精神疾患のある保護者等への相談・支援体制の強化

・・・精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職を活用しつつ保健・医療・福祉のより一層の連携強化を推進

③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

・児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知啓発や民間支援事業者の活用促進を進めるなど、広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備

・こどもに対する体罰は、こどもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼし、いかなる理由でも認められないことについて周知を図るとともに、こどもの発達段階に応じた体罰等によらない子育ての推進

広く一般からの通告や相談しやすい体制の整備



安易に一時保護へ直結しない対策

冤罪

親権喪失制度と児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)で「親権喪失制度」に加え、「**親権停止**」の制度が創設され、従来の「親権喪失」に加え、児童虐待を防止するために、家庭裁判所が**親権を最長2年間停止**する期限付きで親権を制限する「親権停止」の制度が創設

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる児童相談所虐待対応ダイヤル「189」も導入

家庭から一時引き離す場合: 身体・性的虐待、不適切な養育環境、虐待者の取り戻し、**心理的虐待、ネグレクト** (一時保護の要件: 虐待防止対策推進室2022.10.24)

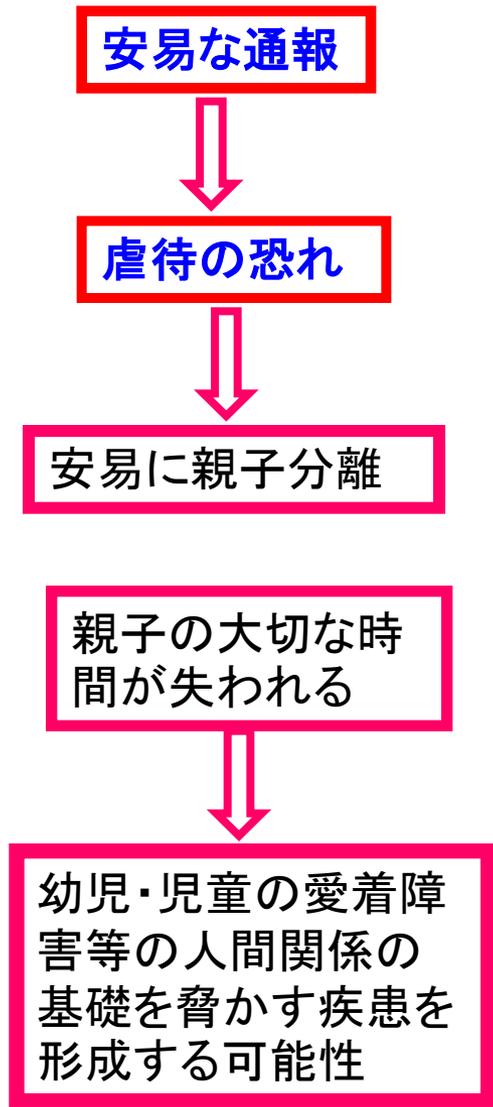
安易な一時保護

⇒家庭裁判所⇒児童養護施設

日本の家族制度 家庭・家族関係崩壊



こんなときにはすぐお電話ください。



児童相談所の対応の問題点

事象を取り巻く親子関係の判断・診断・指導が欠落

児童虐待を見逃すな＝児童虐待の定義の拡大解釈

発達特性を含めた児童の問題が軽視

児童虐待かもしれない＝誤った考え⇒行政権を強行

一時保護は、児童の安全を確保するために児童相談所が行う措置(安易)

深刻な親子の人権侵害

児童相談の問題点

安易な一時保護～28条審判⇒養護施設

児相の調査で一番、欠落しているのは、一番、児童のことを知っている親の聴取を軽視、そして家庭や親子関係を知らない第三者の通報内容を過剰に信じ込んで指導や活動が行われていること

虐待の事実がない一時保護が、施設入所に至る事例

幼児⇒児童⇒思春期⇒青年期⇒貴重で大切な親子関係を育む時期

一時保護～養護施設入所の期間

貴重な発育過程の期間＝親子関係喪失

親子の指導⇒親子の別居⇒同居⇒家族の再統合の過程を明確化

愛着障害やパーソナリティ形成に影響

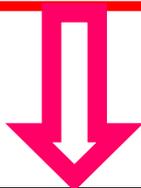
精神疾患発症

誤認保護を防ぐために

虐待かもしれないと思ったら、本当にそうなのか、ご自身が確認・振り返る必要

189があるから早く通告ではなく、親の立場を考慮→児童・親の人生に関わる認識

虐待の定義⇒事実認定による定義⇒一時保護は
緊急性があるもの(命に係わる事例)に限定



専門家は⇒客観性と中立性を持って対応

母子引き離し→母子支援の今後の課題

児相が親の支援どころか、ハラスメント行為に及んでいる



親と子の深い人権侵害

1. 安易な一時保護は即、見直しが必要

1) 一時保護の定義を厳格

2) 通報制度(189)の見直し→掘り起こしを止め親の立場→加害者

3) 親権喪失制度の強行に厳格(要件)が必要

4) 警察も安易に児相に誘導しない(警察の手続きを明確化)

5) 一時保護決行時に手続きを厳格化

(親の主張を聞き、同意を得る)

2. 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)「児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする」は改正

一時保護→養護施設に入所した児童の調査(親との面会交流の実態、家族へ児童を戻す方針、18歳まで放置)

被害事例

- 1) 鼻血を出していただけで虐待の疑い 小学2年生 一時保護1年 里親3年、里親の時に精神科通院、頭を12針縫うほどの大怪我の報告も一切な、当時の教科書やテスト結果、修学旅行やアルバム、全部捨てられている。⇒甘いもの要求、過食(異常な食欲)、常に食べて寝る、歯石だらけ(歯医者者の診断)
- 2) 2歳3か月、乳首を触ったことは不適切、保育園から通告、一時保護 ⇒国家賠償
- 3) 旅行後に様子がおかしくなり、異常言動出現、3階から転落 救急病院に搬送され、幻聴、被害関係妄想、多発骨折があり2か月入院 その後は自宅療養 コロナ禍で大学病院精神科等に電話、「連れてきてください」「本人が監禁されている」と警察に通報、警察⇒児相へ一時保護(理由: 食事を与えない、医療を受けさせなかった、暴力(異常言動を制止した行為) ……28条審判: 娘が家の食事に毒がある、安心できない環境だから返せない⇒その後の経過報告は一切なし⇒面会制限取消訴訟、国家賠償
- 4) 7か月後に子供が怪我 虐待と判断されて母が逮捕、2017年8月、妻の目の前で当時生後7カ月の長男がつかまり立ちから転倒し、脳内出血で開頭手術を要する大けがを負った。事故から2カ月半後に、突然児童相談所によって長男を一時保護された。検察が不起訴(嫌疑不十分)と判断してから3カ月後の2019年3月。事故から約1年半

虐待事実のない一時保護

事例：宗教問題から排斥処分を受け、「長男と長女があなたから暴力を受けた」と（信者である）親族が言っている。身に覚えのない虐待通報、**暴行が指摘された時間は別行動を証明**…2年後、次男も**ネグレクトの可能性**があると（信者である）姉が警察に訴え**一時保護**、児童相談所が求めた家事裁判、**家裁は虐待と認めなかった**。次男が母親に強い拒否感、不信感がある判断し、姉に里親委託を承認、支援団体の力も借りて、実家に子供を返すように求めたが、エホバに帰るしかない（忌避）長男は成人、長女は高校生、次男は中学生、思春期を支えられなかった…＜東京新聞2023.5.1＞（ ）は作成者追加

事例；ASDの子供が近所の通告で一時保護をされた令和3年1月から**2年4カ月間****面会を制限された事案**で、**高等裁判所では母からの暴言暴力はなかった**、家裁の認定事実は削除、**児相の暴言暴力の根拠はなかったにもかかわらず母が理解していない判断で子供を帰さない**＜母が暴言暴力、虐待がある、母が暴言暴力、虐待がある、家庭限局性行為障害による暴力＞①一時保護中又は児童福祉施設への入所措置 ② **児童虐待防止法第12条第1項に基づき、子どもとの面会及び通信の全部が制限**されていること。③ 子ども虐待の防止及び子ども虐待を受けた子どもの保護のため特に必要があると思われること